

令和2年11月30日提出

今治市議会臨時会（第6回）議案

今治市議会臨時会（第6回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案116	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
議案117	今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定について	7
議案118	今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
議案119	今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	19
議案120	今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	25
報告 11	専決処分について	31
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	33
	・ 今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について	35

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」.

人事院の給与勧告にかんがみ、本市職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 今治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

「参 考」

第1条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

「参 考」

第2条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期
末手当支給条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

人事院の給与勧告にかんがみ、議会議員の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償
及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成20年今治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

「参 考」

第1条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>

「参 考」

第2条による今治市議会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職した議員にあっては、退職した日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3 略</p>

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

人事院の給与勧告にかんがみ、特別職の職員の期末手当についても他との均衡を考慮して改定しようとするもの。

今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 今治市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

「参 考」

第1条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>

「参 考」

第2条による今治市特別職の職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職した者にあつては、退職した日現在)において受けるべき別表に規定する給料月額及び給料月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p>

今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

人事院の給与勧告にかんがみ、一般職の任期付職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

「参 考」

第1条による今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 略</p>

「参 考」

第2条による今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第23条第1項、第27条及び第28条第2項の規定の適用については、同条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、同条例第23条第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員又は任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第27条中「第24条に規定する職にある職員」とあるのは「第24条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、同条例第28条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p>

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

人事院の給与勧告にかんがみ、会計年度任用職員の給与もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年今治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項及び附則第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項及び附則第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

「参 考」

第1条による今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第26条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の100」とする。</p>

「参 考」

第2条による今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の100」とする。</p>	<p style="text-align: center;">(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 当分の間、第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の100」とする。</p>

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日提出

今治市長 菅 良 二

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月25日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 市道今治駅天保山線（今治市南宝来町二丁目7番17地先）に植栽している樹木の根が相手方所有の污水管に入り込み、同污水管を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 600,600円

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年10月1日

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化の
ための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成21年今治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第25条」を「第26条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

「参 考」

今治市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の特例措置に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）を行う者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する要件に該当する対象施設を、承認地域経済牽引事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が1月2日から3月31日までのときは、翌々年度）以後3年度分に限り、省令第3条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(課税免除の要件等)</p> <p>第2条 市長は、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第6条第1項に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）を行う者が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する要件に該当する対象施設を、承認地域経済牽引事業のために設置した場合において、対象施設に該当することとなった日の属する年度の翌年度（当該日が1月2日から3月31日までのときは、翌々年度）以後3年度分に限り、省令第3条に規定する固定資産税の課税免除をすることができる。</p> <p>2 略</p>